

法務省「死刑の在り方についての勉強会」ヒアリングにおける アムネスティ・インターナショナル日本の意見

2011年4月11日

社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

事務局長 若林秀樹

1、なぜアムネスティは、死刑に反対するのか？

- ・ アムネスティはあらゆる事例で、例外なく死刑に反対します。なぜなら、死刑は世界人権宣言にある「生きる権利」を侵害する、残虐で非人道的な刑罰だからです。
 - ・ 罪のない人を処刑する危険性は決して排除できません。もし無実の人を処刑してしまったら取り返しがつきません。日本では、これまでに4人の元死刑囚の冤罪が再審によって明らかになり、無罪判決を受けています。
 - ・ 死刑になるのは、どこの国でも、貧困層やマイノリティなど、社会的弱者に偏っています。犯罪の背景には、多くの場合、貧困や社会的差別があり、死刑によって犯罪者を排除しても問題は解決できません。
 - ・ 死刑は政治的弾圧の道具として、政敵を永久に沈黙させたり、政治的に「厄介な」個人を抹殺する手段とされてきました。死刑が合法的な刑罰であるとして容認されている限り、政治的に悪用される危険性があります。このような政治的悪用をなくするためには死刑を廃止するしかありません。
- 「凶悪犯罪者や殺人者は死ぬべきではないか？」
- ・ 殺人を非難するために死刑を利用してはいけません。国家のそうした行為は、犯罪者が犠牲者に暴力を加えようとするものと表裏一体です。
 - ・ 人権はすべての人が生まれながらにして持つ権利です。どんな人であっても生まれながらの権利を奪わないことが、ひいてはあらゆる人びとの人権を大切に作る社会の、礎となると考えます。
- 「死刑に反対するアムネスティは、犯罪の犠牲者を尊重していないのではないか？」
- ・ アムネスティは、人権侵害の犠牲者に深くかかわってきた組織として、死刑判決を受けた者が犯した罪を過小評価したり許したりするものでは決してありませんし、被害者の痛みを軽視するつもりもありません。
 - ・ 加害者を処刑しても、長期間におよぶ遺族の苦しみを癒すことはほとんどできず、それどころか、処刑された人の家族に同じ苦しみをもたらすことになる、とアムネスティは考えます。
- 「世論の多数が、死刑制度を容認しているのではないか？」
- ・ 死刑は「生きる権利」を侵害する、残虐かつ非人道的な刑罰であり、世論の動向がどうあれ、このような人権侵害を正当化することはできません。
 - ・ この点に関し、国連の自由権規約委員会は日本政府に対し、第4回日本政府報告書審査において、「人権の保障と人権の基準は世論調査によって決定されるものではないということを強調する」と指摘し、2008年に行われた第5回報告書審査においては「世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃

止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであると勧告しています。

●「死刑には、犯罪抑止力があるのでは？」

- 科学的な研究において、死刑が他の刑罰より効果的に犯罪を抑止するという確実な証拠がみつかったことは一度もありません。死刑と殺人発生率の関係に関する研究が国連からの委託で実施され、1996年と2002年に再調査もされていますが、最新の調査では「死刑が終身刑よりも大きな抑止力を持つことを科学的に裏付ける研究はない。そのような裏付けが近々得られる可能性はない。抑止力仮説を積極的に支持する証拠は見つかっていない」との結論が出されています。

●「再犯を防止するために、特定の囚人を処刑することは必要ではないか？」

- 死刑は、すでに投獄されている囚人に対して執行されます。囚人は社会に対して暴力行為を行うことはできないのですから、社会を守る手段としての死刑は不必要です。
- 有罪判決を受けた犯罪を、処刑された人びとが再び犯す可能性があったかどうかを断定することはできません。死刑執行は、その多くは犯さないであろう将来の犯罪を防ぐために、囚人の生命を奪うことです。処刑は、犯罪者の更生という観点を否定するものです。

2、死刑廃止に向かう世界の潮流

*以下、出典が記されていないものはすべてアムネスティ・インターナショナルの資料による。

*以下、期間が記されていないデータは2010年12月末時点または2010年1月1日～2010年12月末のもの。

2-1、国際的な状況

- 死刑執行人数 少なくとも 527 人
*中国の執行数を除く
- 死刑執行をした国の数 23 カ国 (表 1)
- 死刑判決 少なくとも 2024 人に死刑判決
*中国での判決数を除く
- 中国を除く、上位 5 カ国での死刑執行数が世界全体に占める割合 83%
*中国を除く、死刑執行数上位 5 カ国： イラン、朝鮮民主主義人民共和国、イエメン、米国、サウジアラビア
- 法律上または事実上の死刑廃止国の数が世界全体に占める割合 70%
- 死刑存廃国状況 (2010 年末時点) 廃止国： 139 / 存置国： 58
あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国の数： 96
通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国の数： 9
事実上の死刑廃止国の数： 34

- G20 加盟国で 2010 年に死刑を執行した国： 中国、日本、サウジアラビア、米国
- アフリカ連合に加盟する 53 カ国のうち 36 カ国が、法律上あるいは事実上の死刑廃止国
- 東南アジア諸国連合加盟国 10 カ国のうち 3 カ国が 2010 年に死刑を執行した
- 国連加盟国 192 カ国のうち 21 カ国で 2010 年に死刑の執行があった

表 1： 2010 年に死刑執行をした国と執行数

国	死刑執行数	前年との増減
中華人民共和国	数千人	-
イラン	252+	-136
朝鮮民主主義人民共和国	60+	-
イエメン	53+	+23
米国	46	-6
サウジアラビア	27+	-42
リビア	18+	+14
シリア	17+	+9
バングラデシュ	9+	+6
ソマリア	8+	+8
スーダン	6+	-3
パレスチナ自治政府	5	+5
エジプト	4	-1
赤道ギニア	4	+4
台湾	4	+4
ベラルーシ	2	+2
日本	2	-5
イラク	1+	-119
マレーシア	1+	-
バーレーン	1	+1
ボツワナ	1	±0
シンガポール	数字不明	-
ベトナム	数字不明	-

* 「死刑執行数」における「+」は、その数字が最小限の数字であることを示す。

図 1：世界の死刑廃止国・存置国の地図

世界の死刑・存置と廃止

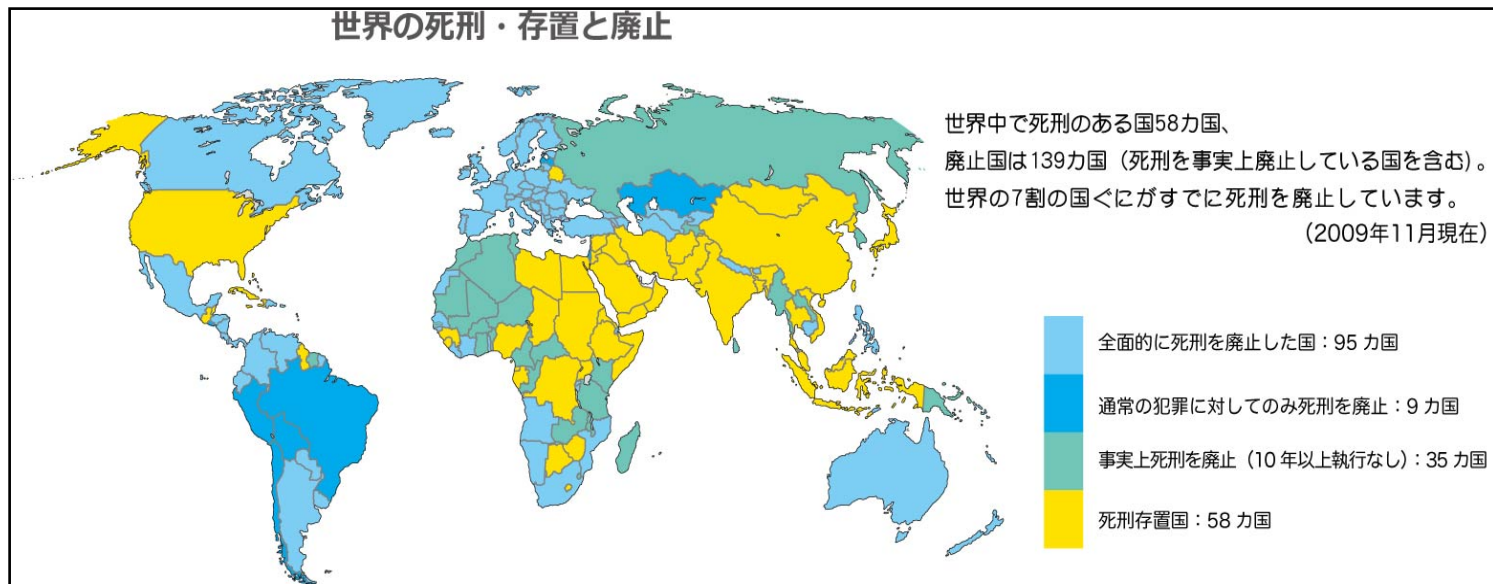


図 2 : 2010 年に死刑執行が行われた国

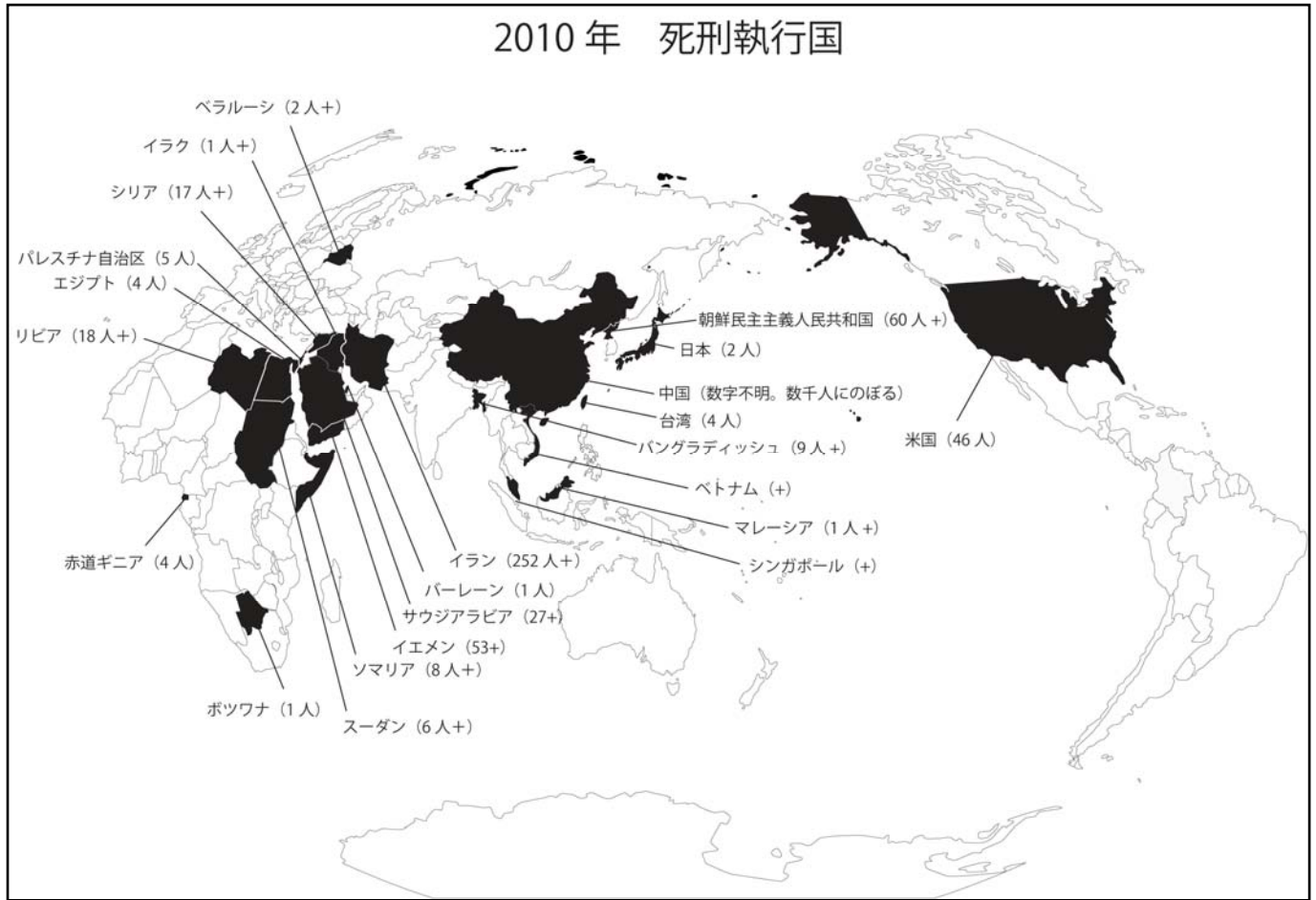


図 3 : 過去 15 年における、死刑執行国の国数の推移

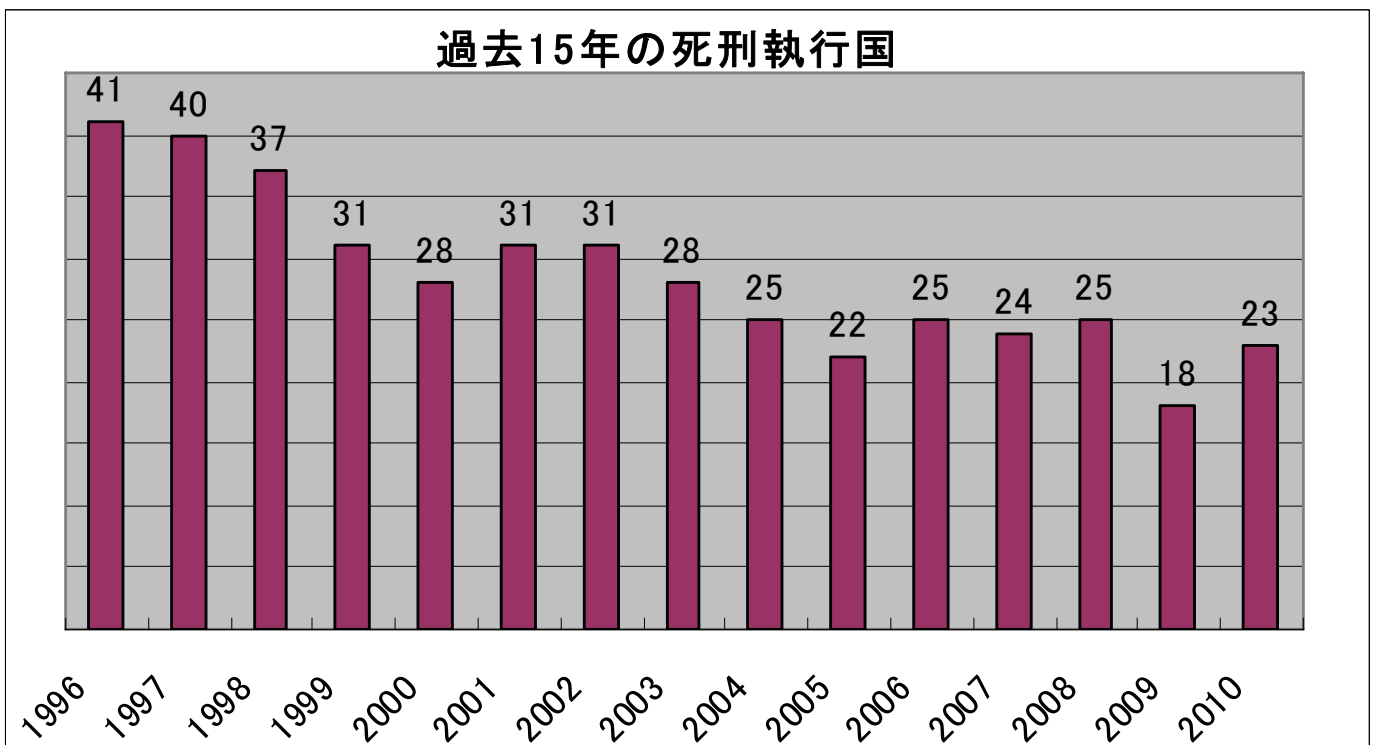
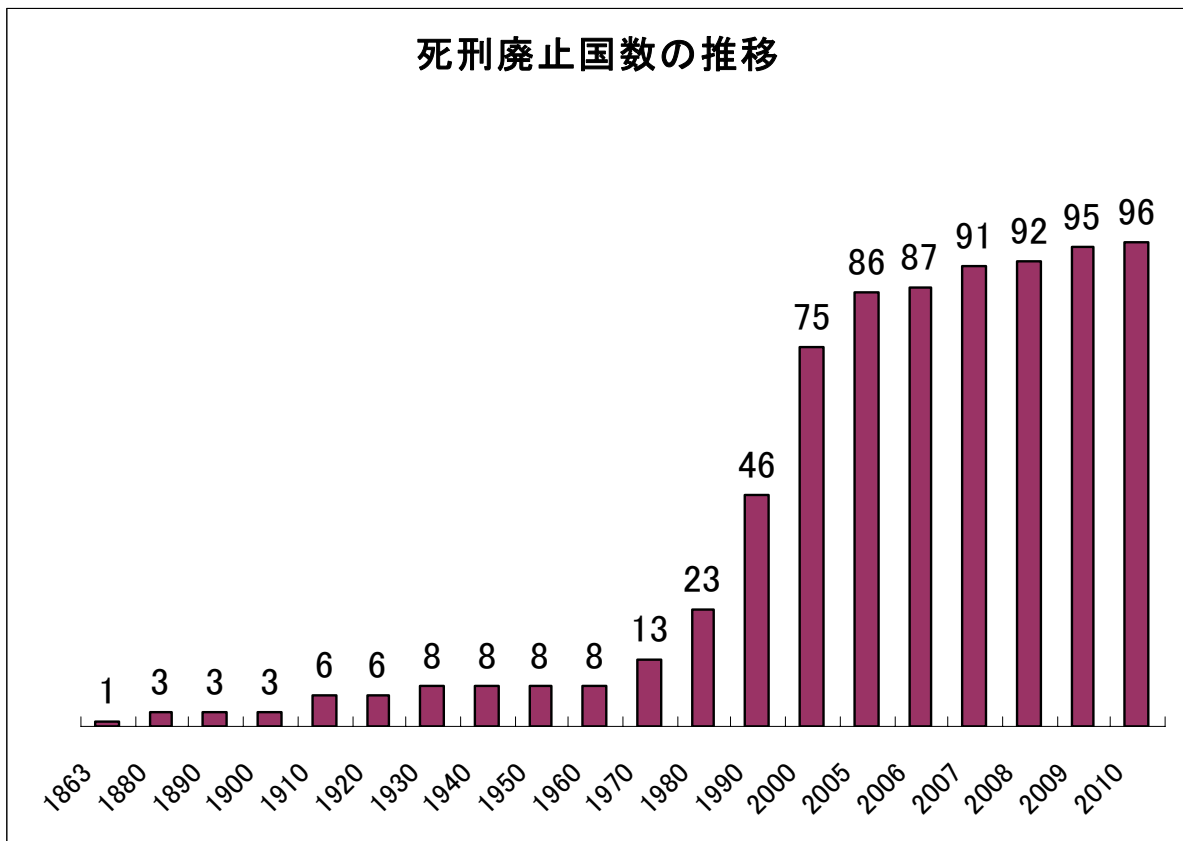


図 4：あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国の推移



2-2、米国

- ・ 米国は、2010 年も米州地域で唯一、死刑を執行した国となった。
- ・ 同国では 2010 年に 46 人が処刑された（前年から 6 人の減少）。
- ・ 死刑執行数は、ピークであった 1999 年の 98 人から減少し続けており、2010 年はピーク時の半分以下にまで減少した。
- ・ 2010 年には少なくとも 110 人に死刑判決が下されたが、これは 1990 年代中頃の死刑判決数の約三分の一程度である。
- ・ 2011 年 3 月、イリノイ州で死刑廃止法案が成立。全米で 16 番目の死刑廃止州となった。
- ・ コネチカット、カンザス、メリーランド、ワシントン、モンタナの各州でも、死刑廃止法案を州議会に上程する動きが起こっている。モンタナ州では、2 月 15 日に死刑廃止法案が州上院で可決され、下院に送られた。

2010 年の米国国内における死刑執行数：

テキサス州 (17 人)、オハイオ州 (8 人)、アラバマ州 (5 人)、ミシシッピ州 (3 人)、オクラホマ州 (3 人)、バージニア州 (3 人)、ジョージア州 (2 人)、アリゾナ州 (1 人)、フロリダ州 (1 人)、ルイジアナ州 (1 人)、ユタ州 (1 人)、ワシントン州 (1 人)。

* 米国内の死刑執行はごく一部の州でのみで行われている。ユタ州では 1999 年以降で初めて、ワシントン州では 2001 年以降で初めての死刑執行であった。

図 5 : 2010 年に、死刑執行が行われた、米国の州

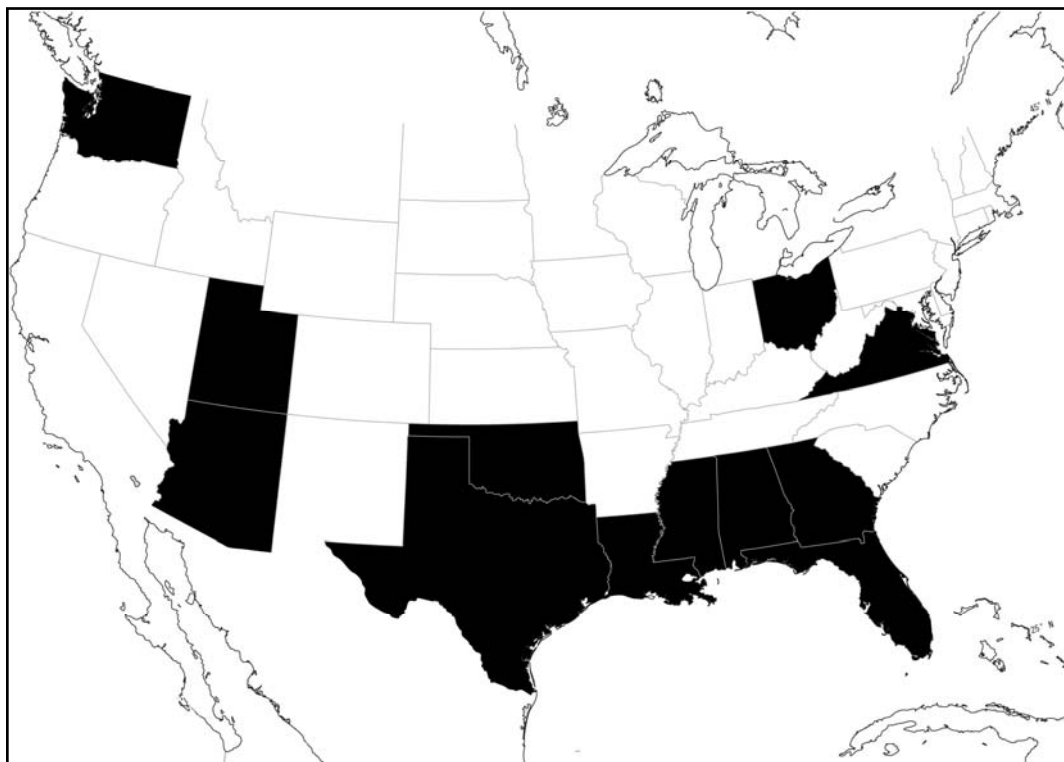


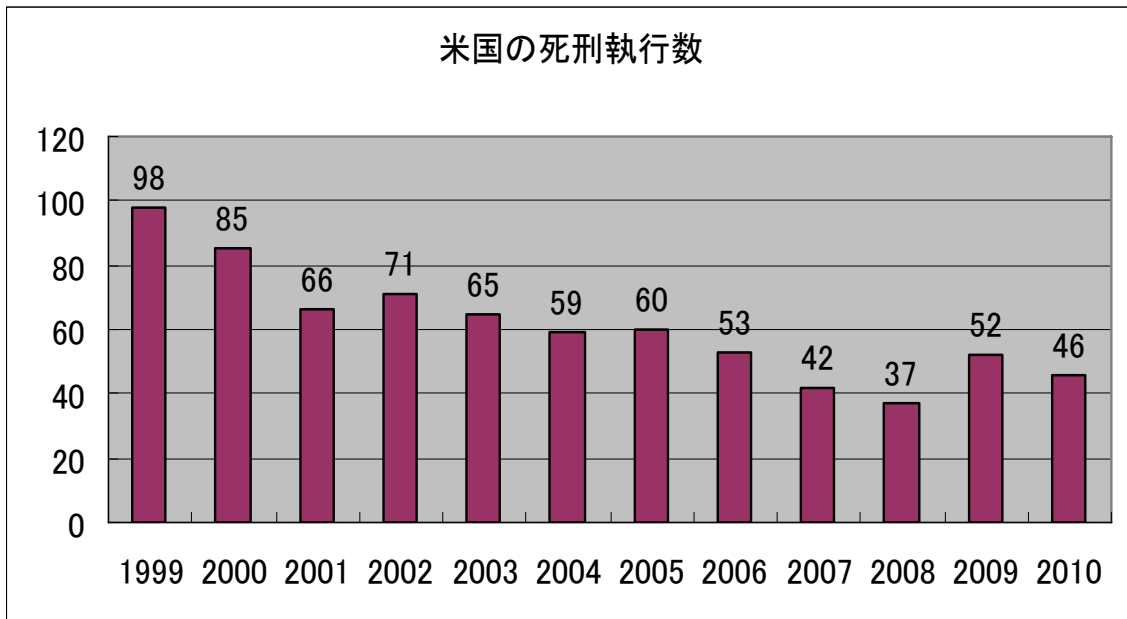
表 2 : 過去 5 年間に於ける、米国で死刑執行が行われた州

年	州数	「南部」の州による執行数の割合(%)	州名
2006	14	83%	テキサス州、オハイオ州、ノースカロライナ州、フロリダ州、オクラホマ州、バージニア州、アラバマ州、カルフォルニア州、インディアナ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ネバダ州、サウスカロライナ州、テネシー州
2007	10	86%	テキサス州、アラバマ州、オクラホマ州、インディアナ州、オハイオ州、テネシー州、アリゾナ州、ジョージア州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州
2008	9	95%	テキサス州、バージニア州、ジョージア州、サウスカロライナ州、フロリダ州、オハイオ州、オクラホマ州、ミシシッピ州、ケンタッキー州
2009	11	87%	テキサス州、アラバマ州、オハイオ州、ジョージア州、オクラホマ州、バージニア州、フロリダ州、サウスカロライナ州、テネシー州、インディアナ州、ミズーリ州
2010	12	76%	テキサス州、オハイオ州、アラバマ州、ミシシッピ州、オクラホマ州、バージニア州、ジョージア州、アリゾナ州、フロリダ州、ルイジアナ州、ユタ州、ワシントン州

* 出典：アムネスティ・インターナショナルの調査、および Death Penalty Information Center 「YEAR END REPORT」より

* 米国統計局の分類では、「米国南部」には以下の 16 州が含まれる。フロリダ州、ジョージア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、バージニア州、ウェストバージニア州、アラバマ州、ケンタッキー州、ミシシッピ州、テネシー州、アーカンソー州、ルイジアナ州、オクラホマ州、テキサス州

図 6：過去 10 年間に於ける、米国での死刑執行数の推移



2-3、死刑廃止への潮流

- ・ 1990 年代半ばには、死刑執行国は毎年平均 40 カ国でしたが、近年は 20 カ国前後と明確に減少しています。
- ・ 2010 年は、台湾やベラルーシなど、死刑執行を中断していた 6 つの国と地域が、2010 年に処刑を行いました。
- ・ 2010 年には、アフリカのガボンが法律上死刑を廃止し、レバノン、マリ、韓国など国々で死刑廃止法案が国会に提案されました（2010 年末の時点でいずれも審議中）。モンゴルでは、昨年 1 月に大統領が死刑執行停止を正式に宣言しました。その後、議会で、死刑廃止を定めた国際条約である「自由権規約第二選択議定書」を批准する法案が審議されています。
- ・ 2010 年 12 月には、国連総会において、全世界の国々に対し、死刑廃止を視野に入れて死刑の執行停止を行うよう求める決議が、賛成多数で可決されました。世界各国に死刑の執行停止を求める内容の決議が総会で採択されたのは、2007 年、2008 年に続いて三回目となりますが、回数を重ねるごとに賛成国が増加し、反対国が減少しています。

3、日本の死刑について

3-1、国際人権基準に違反している日本の死刑制度

一拷問等禁止委員会からの勧告

2007年、国連の拷問禁止委員会は日本政府に対し、死刑判決を受けた者に関する日本の国内法の多くの規定が、拷問または不当な取扱いに当たり得るとして、強い懸念を表明しました。特に、死刑確定者の処遇において、単独室収容が原則となり、収容期間が30年を超えるケースもあること。また、死刑確定者が自らの死刑執行について、執行の数時間前にしか通知されないため、死刑確定者及びその家族に、死刑執行の日が不確定な状況が続くことによる心理的重圧が掛かっていると指摘しました。そして、日

本政府に対して、「国際的な最低水準に合致するよう、死刑確定者の収容状況を改善するためのすべての必要な措置を採るべき」と勧告しています。

さらに、弁護人と内密に連絡を取ることについて、死刑確定者に対して制限が課されていることや、検査されることなく通信を行う代替手段がないこと、再審手続または恩赦の要請があっても、刑の執行が一時停止されないこと、精神障がいのある死刑確定者を識別するための審査の仕組みが存在しないことなどについて懸念を表明し、日本政府に対して、「拷問等禁止条約で規定されている保護がすべての死刑確定者に与えられるよう確保すべき」と勧告しています。

一自由権規約委員会からの勧告

2008年、国連の自由権規約委員会は日本政府に対し、死刑確定者が独房にしばしば長期にわたって収監されていること、高齢者や精神障がいがあるという事実にもかかわらず執行される例があるとの懸念を表明しました。そして、日本政府に対して、高齢者および精神障がい者の死刑執行に関し、より人道的なアプローチをとることや、死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和することを勧告しています。さらに恩赦や減刑、執行延期に関する権限が行使されておらず、こうした救済措置を求める手続に関する透明性が欠けているとも指摘しています。

また、委員会は、死刑確定者と再審請求を担当する弁護士との面会に刑事施設職員が立会い、監視をすること、再審や恩赦の請求に死刑の執行を停止する効力がないことについて懸念を表明し、再審に関する死刑確定者と弁護士との間のすべての面会について厳格な秘密性を確保すべきであり、死刑事件において再審査を義務的とする制度の導入や、また死刑事件の再審請求や恩赦の出願による執行停止効を確保すべきである、と勧告しています。

一国連人権理事会普遍的定期審査における勧告

2008年、国連の人権理事会で行われた日本の人権状況に関する普遍的定期審査においても、日本の死刑制度について、英国やフランス、メキシコ、トルコ、13カ国が言及しました。そして、国連総会での決議に従い、死刑廃止を目的とした死刑執行停止を導入することや、死刑に直面する者の権利の保障に関する国際基準を尊重すること、死刑廃止に向けた検討を行うことなどが勧告されています。

3-2、精神障がいに苦しむ死刑確定者

私たちアムネスティは、これまで日本の死刑制度について監視を続け、その状況を調査してきました。2009年には報告書『首に掛けられたロープ～日本の死刑と精神医療～』を発表しました。この中で、私たちは、日本の死刑確定者に対する処遇について、下記のような懸念を表明しました。

- ・ これまで、日本の死刑制度において、かなりの数の囚人が精神障がいを患っていたにもかかわらず処刑されたとの報告を受けており、深刻な精神障害を持つ死刑囚を死刑から保護するよう義務づける国際基準に違反している。
- ・ 日本において処刑された人々の多くが高齢者である。例えば、2006年1月から2009年1月までの3年間に処刑された32人のうち、15人が60歳未満、17人が60歳以上だった。しかも後者のうちの5人が70歳台で、そのなかには車椅子で処刑場まで移動しなければならなかった77歳と75歳の2人も含まれていた。
- ・ 日本の死刑確定者は、長期間にわたって、処刑の恐怖に日々さらされる状況の中で、お互いに会話

することを許されず、外部との面会も厳しく制限されるなど、厳格な隔離を強制されている。このような拘禁状態は、残虐、非人道的あるいは品位を傷つける処遇である。

その上で、同報告書に基づき、下記の点を日本政府に勧告しました。

- ・ 日本の拘禁施設の状態を国際人権基準に合致させるよう、国連自由権規約委員会から出されたすべての勧告について再検討を行うこと。
- ・ 死刑囚に精神疾患がある可能性があり、刑事訴訟法第 479 条が適用され得るという確かな証拠があるケースについて、ただちに独立した再審理を行なうこと。この中には、死刑判決を受けた犯罪の実行時に精神疾患がなかったが、拘禁中に精神の健康が損なわれた者も含まれる。
- ・ 死刑囚に精神障がいや知的障がいがあり、上訴を決断したり、弁護士と協力したり、死刑判決を受けた理由を理解したりすることが極めて困難な場合は、死刑を執行しないよう保証すること。
- ・ すべての被拘禁者が、裁判に先立って適切な医学上の診断を受けるよう保証すること。
- ・ 弁護士が、死刑囚の健康に責任を持つ医師に直接情報を求め、それを受け取る権利を保証すること。
- ・ 死刑囚（あるいはその弁護士）が、捜査・裁判・上訴において法医学的検査を求める権利を保証すること。また、検察官や裁判官が任命した医療専門家と同等に、被告人や調書にアクセスできること。
- ・ 現在再審請求中の囚人が、上訴審が行なわれる前に執行される可能性をなくすこと。
- ・ 死刑囚本人やその家族に、執行日を十分に前もって知らせること。
- ・ 死刑囚の日常的な独居拘禁をやめること。

4、日本政府に対する要請

最後にアムネスティ・インターナショナル日本は、日本政府に対し、死刑廃止への第一歩として、特に下記の点を強く要請いたします。

- ・ 国連総会での死刑執行停止決議に従い、ただちに死刑執行を正式に停止すること
- ・ 精神障がいに関係しているかも知れないあらゆる事件について、独立した再調査を行い、精神障がいを持つ死刑確定者が死刑執行されないよう保証すること。また、死刑囚の状況を改善する国連人権機関からの勧告に従い、死刑確定者の処遇を改善すること
- ・ 刑場の公開にとどまらず、死刑確定者の処遇、死刑執行に至る過程などを含む死刑制度の現実について、徹底した情報公開を行うこと
- ・ 法務省内の勉強会をさらに進め、死刑判決を受けた人びととその関係者（再審で無実が判明した人も含む）、弁護士、NGO、宗教者などを加えた、死刑廃止に向けた公的な議論の場を設置すること

【資料】

- ・ 資料 1： スtockホルム宣言
- ・ 資料 2： アムネスティ国際声明：「袴田巖さんの死刑の執行を停止し、死刑囚監房から解放するよう求める」（2011年3月10日）
- ・ 資料 3： NGO 共同声明：「市民が死刑判決に参加する社会に反対し、死刑廃止に向けた議論を求める」（2010年11月16日）
- ・ 資料 4： アムネスティ日本支部声明：「秘密主義を止め、死刑制度の現実についての情報公開を」（2010年8月27日）
- ・ 資料 5： アムネスティ国際声明：「精神障がいを持つ死刑囚への死刑執行の停止を」（2009年9月10日）
- ・ 資料 6： 国連総会・死刑執行停止決議（アムネスティ日本・仮訳／2010年12月21日）
- ・ 資料 7： アムネスティ・インターナショナル「死刑に関する一問一答」
- ・ 資料 8： アムネスティ報告書「2010年の死刑判決と死刑執行」（抜粋・仮訳）
- ・ 資料 9： アムネスティ報告書「首に掛けられたロープ」（要約・仮訳）